

平成 25 年度第 2 回広島市景観審議会 会議要旨

1 開催日時 平成 25 年（2013 年）10 月 11 日（金） 9 時～10 時 45 分

2 開催場所 広島市役所 本庁舎 14 階 第 7 会議室

3 出席者

(1) 出席委員（12 名）

杉本 俊多、菅原 辰幸、三浦 浩之、吉田 幸弘、森保 洋之、児玉 紀子、川内 焔、
伏見 清香、細見 恵、内田 賢司、坂本 廣明、中城 秀典

(2) 欠席委員（2 名）

藤井 堅、中川 圭子

4 議題 広島市景観計画（素案）について

5 公開・非公開の別 公開

6 傍聴者 一般傍聴者 0 名

傍聴者（マスコミ関係） 2 名

7 会議資料

資料 1 広島市景観計画の策定に係る今後のスケジュール（予定）

資料 2 広島市景観計画（素案）

資料 3 色彩基準の基本的な考え方

参考 景観審議会（前回）からの素案に対する意見への対応表

8 発言の要旨

【審議会成立の報告】

【広島市景観計画（素案）について】

杉本会長

広島市景観計画（素案）について事務局から説明をお願いします。

事務局（都市デザイン担当課長）

（広島市景観計画（素案）について説明）

杉本会長

ただいまの説明について御意見、御質問等があればお願いしたい。

森保委員

前回の景観審議会での景観計画（素案）に対する意見への対応表を見て、いくつか思うところがある。

この景観計画に至る上位計画は何か、同レベルの計画は何か、そして、景観計画の中のそれぞれの要素を受けて、いろいろな施策がライブに対応しているという形がわかるようにまとめてもらいたい。157ページの「第10章 景観づくりを総合的に推進するための方策」でその体系が示され、推進方策が列挙されているが、ライブ性というものが足りず、もう少し具体的なものにしてもらいたい。

三浦先生からの御指摘にもあるように、例えば、西風新都でいろんな協議制度があって、それを実施しているということはわかるのだが、その地域に身近にいる方が良好な景観形成に向けた流れを実感できていないということは、動きの中にそれに向けたベクトルが感じられない

ということになると思う。市民がその動き、ベクトルの方向を感じられるようにもう少し具体的にした形で整理していただきたいというのが第1点目である。

2点目は、縮景園のところで名勝という表現が何カ所か出てくるが、実は平和記念公園も戦後に名勝指定されており、平和記念公園のところにも国の名勝という表現をした方がよい。

3点目として、109ページの広島駅新幹線口の風景の予想図が出ているが、規制・誘導したイメージとしての一つの姿としてはよいが、この地区は今まさに開発が動いている最中なので、イメージ図の作成はもう少し慎重を期した方がよいように思う。

次に、4点目であるが、151ページの西風新都に関する文章の中に五つの機能という表現がある。100ページのところでは、「住み、働き、学び、憩う」の四つの機能があり、そして「護る」という機能を加えていきたいという表現になっているが、151ページでは、五つの機能を備えた拠点都市に成長しているとなっている。後の経過で「護る」の位置づけが加わっているのなら構わないが、表現を合わせた方がよいと思う。

5点目は、親水性ということに対しての考え方である。三浦先生からの「水と緑と調和した景観」とはどのようなものかとの問いに対する回答で、川や海などと調和した色彩の誘導を図るという意味の対応が書かれているが、色彩という面での対応以外にも種々の対応があると思う。もう少し大きな視点で言えば、そうした空間をつくり、そうした風景を大事にしていくということになると思う。

6点目として、参考資料として以前まとめた景観計画（骨子）という資料が付いているが、景観審議会での議論などを経て、景観計画の案がまとまった段階で、骨子をまとめた資料があると非常にわかりやすく、内容を説明するときにも便利であると思うので、骨子版の作成をお願いしたい。

長光都市デザイン担当課長

まず1点目の御質問であるが、景観形成は、建築物や工作物などのハード的な誘導と合わせて、様々なソフト的な取組が一緒になって広島市のまちの魅力が高まる、良好な景観につながるものだと私も理解しているので、具体的な施策については、今後さらに充実を図り、それが有効に機能するような仕組みも含めて検討していきたいと考えている。

2点目の平和記念公園の名勝指定については、そのような表現を入れて修正したい。

3点目の広島駅の北口、新幹線口の予想図についてであるが、他にもいろいろな地区のイメージ図を掲載しているが、これらについては更にブラッシュアップしていきたいと考えている。特に広島駅北口については、御指摘があったように、これからまさに新しくいろいろな建物が建っていくという状況なので、それを踏まえながら、できるだけそれに近づけるというか、その時点でその辺りの具体的なイメージに近い形で表現できるように修正していきたい。

4点目の西風新都に関する記述については、昨年、西風新都の都市づくりの全体計画の見直しが行われた中で、五つの機能という表現を使っている。

5番目の「水と緑」、いわゆる親水性と色彩の話であるが、水と緑との調和とは何をもって「調和している」と判断するのかという問いに対して、現在の基調色の考え方で彩度6というのが自然の緑の色で、それよりやわらかな色であれば、概ね水と緑とか、そうした自然の中にあっても調和するという考え方で回答させていただいた。委員御指摘のように、水と緑と調和した空間をどのようにつくっていくのかということについて、表現が不足している部分があると思うので、例えば、22ページの「水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり」のところで、水辺のオープンカフェや水辺のコンサートなど、人の動きやそこから醸し出される光景、そう

したものも含めて個性ある景観づくりをしていくといった表現をするなど検討していきたい。

最後の骨子のことであるが、今後いろいろな場面でこの素案について説明する機会が出てくるので、作成するように考えている。

中城委員

157ページや27ページで市民の関わりのことが述べられているが、「市民意識の醸成」ということから更に進めて、まちづくりにもっと市民が参加できるような形を取り入れたらいいのではないかと感じており、その辺の考えをお聞かせいただきたい。

例えば、前回の審議会で、原爆ドーム隣りの広島マツダ大手町ビルのリニューアルの話があったが、現地に行くと建築計画のお知らせ看板がかかっているが、景観のことを言うのであれば、景観が変化するイメージが市民にもわかるように、完成イメージのパースや完成図を貼り出すなどしたらいいと思う。そうした規制をつくって、こういうイメージの建物をつくる計画であるということをもっと市民と共有して、ホームページ等で意見を募集し、市民の意見を聞いてみるなど、意識の共有だけではなく、まちづくりに参加できるような仕組みを考えたらどうかと思う。

それともう1点であるが、届出制度について、その対象は建物の新築や増改築が主なものになると思うが、リフォームというか、色を塗りかえるだけのものでも届出を義務づける考えはあるのか。そうした届出についても、完成イメージを市民にもわかるような形で公表して、意見を聴取するなどしてみたらいいと思う。

事務局（都市デザイン担当課長）

1点目の市民参加をどんどん進めていくという御指摘については、157ページの推進方策の体系の中でオレンジの枠で「市民意識の醸成」のための施策展開を整理しており、市民の景観に対する意識を高めつつ、緑の枠で囲っている「活動・取組の推進」に掲げる施策体系で、その取組を広げ、育てていくということを考えている。市民の方々、あるいはNPOの方々も含めて、景観に関する取組に積極的に参加していただけるような仕組みが必要であると感じており、そうした方向に進むようにしていきたいと考えている。

景観に非常に大きな影響のある建物が改築等をする場合には、市民の意見を聞く仕組みが必要であるとの提案については、今後どういうふうなやり方があるのか、検討していきたいと思う。

届出制度については、38ページに届出対象行為の一覧表が掲載されているが、※2の「建築物の建築等」の説明の中で、新築、増築、改築等のほか、色彩の変更についても届出対象行為に含まれており、外観、色の大部分をやり変えるといった場合にも届出をしてもらい、基準に合致するものにしていただくことにしている。

杉本会長

届出の対象物には、建物等の規模などの条件があるのか。

事務局（都市デザイン担当課長）

38ページの一覧表で二重丸となっているもの、例えば、景観計画重点地区のアの原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区などについては、規模要件なしで、どんな小さな建物でも届出をもらい、誘導を図っていこうと考えている。イのリバーフロント・シーフロント地区など、丸印になっているものについては、表の下の凡例にあるように、高さが13メートルを超えるものなどの規模要件を設けて届出を行ってもらうようにしている。

杉本会長

規模が非常に小さなものについて、どの辺が境界線になるのかというのが気になる。いろんなケースがあると思うが、施主の方がこれぐらいだったらいいだろうと思ってやってしまうこともあるのではないかと危惧される。

事務局（都市デザイン担当課長）

例えば、規模要件がない地区については、この制度が十分に周知されず、施主の判断でやってしまうことがあり得ると思う。現在でも、平和記念公園周辺について美観形成要綱で景観に影響のある全ての行為について景観協議をお願いしているが、なかなかそれが行き渡ってない部分もある。景観計画の策定を契機にこれまで以上に周知を図りながら、協力していただけるようにやっていきたい。

三浦委員

景観の定義に生活とか都市活動も含まれるということを踏まえて、148ページの広島駅周辺地区の新幹線口を一例に話をしたい。

整備方針の青い部分で、二葉の里歴史の散歩道がありその沿道には東照宮などが立地し、にぎわいと落ち着きの調和が求められる地区であり、陸の玄関にふさわしいおもてなしの心を感じることができるデザインに配慮した取組を進めますと書いてある。

現状でもこの地区は配慮が必要な地区であると思うが、それではこれがどこまで有効なのか、実効性があるのかについて疑問を感じている。先日、この地区で新規に開発されているある企業の建物に大規模な店舗が入ることについて、市の他の会議で議論したときに、そのビルは本当に明るい外観で二葉の里が近くにあるというのに何を配慮したのかわからないといったものであった。それは開発協議の中で、おもてなしの心を感じられるものにデザインを配慮してくださいということを言えば、先方は配慮しましたと言ってそれで終わってしまっているのかなという気がした。先ほど、駅の新幹線口からの眺望のイメージ図の話があり、東照宮などが見通せるとか、二葉山が見えるように描かれているが、今回建設された建物については全くそのような配慮は感じられなかった。

今後さらに隣接する土地でも大きな開発が決まっていて、将来、この地区は大きく変化していく。何が変化するかと言うと、ルートの的に二葉の里のある歴史街道のところを多数の自動車が通行することが見込まれる。景観の定義には都市活動を含むとなっているが、結局そのような状況になってくると、景観的に何かを規制したとしても多数の車が通行してしまうと、動きのある景観が生まれる。それについて、どうにかできないのかという思いがある。先ほど森保先生が水辺のことを言われたが、何かをつくろうとすることについて積極性があまり見えてこない。派手なことはしないでください、抑えてくださいというのはわかるが、広島が持っている地域の景観資源をどう使おうとするのかという方針が見えてこないし、積極的に取り組んでいこうとする意欲もあまり見えないように思う。どうしても「デザインを配慮する」と表現するだけだと、そこにある地域資源を活用した景観をつくっていくことにはなかなか寄与しないのではという気持ちがあり、なかなか難しいことではあると思うが、今後どのように考えていくのか、あるいは、そこまではそれぞれの所有者の権利なので難しいとしてできる範囲でやっていくのか、その辺の考えをお聞かせいただきたい。

事務局（都市デザイン担当課長）

景観計画の基準については、三浦先生が言われたように、どちらかと言うとまず悪いものを排除する、ネガティブなものを排除するという仕組みになっている。これは、設計の自由度とか、その地区の特性とかがそれぞれで違う中で、なかなか最初から範囲を狭めた基準というも

のをつくり難いということもあって、まず一義的には、ある一定の範囲を認めながら極端なものは排除していこうという考えになっている。ただもちろん、それだけでいいとは思っていないので、景観計画の届出に先だって事前協議制度というものを組み合わせる仕組みを検討している。この事前協議制度を活用して、仮に基準内であったとしても、その地域の特性などをきちんと理解してもらいながらより良い方向に誘導し、良好な景観形成に向けて取り組んでいきたいと考えている。

事務局（都市計画担当部長）

補足説明をさせていただきたい。広島駅新幹線口地区については地域の方々と話をし、まちづくりガイドラインというものをつくっている。その中でデザインについての取組の方針をまとめていて、例えば、二葉山軸を残そうとか、あるいは昔あった桜の馬場軸を残していこうとか、そうした具体的な景観軸なるものも配慮してまちづくりに反映していこうというものをつくっており、具体的に土地利用をする際に施主にお願ひしながら、さらには地区計画なども活用しながら、外の空間にゆとりのある歩道幅の広い、皆さんが歩いていただける空間をつくっていこうという、景観計画とはちょっと違うスタンスではあるが、積極的な取組をしているところである。

景観計画への書き込みという部分においては、確かにそこまで詳しく書いてないということがあるので、御指摘いただいた具体的な配慮の部分については、さらに記述を補強しつつ、総合的に進む方向がわかるような工夫をしていきたいと思う。

三浦委員

概ね今の説明で理解できたが、もう一点、開発行為があったときに生み出される、地域の都市活動の変化というものにどう対応するのかという問題がある。先ほど私が言ったのは大規模小売店舗の立地協議の関係であるが、1店舗ずつの出店であったとしても、複合してどんどん店舗ができてくると周辺環境の変化はもっと大きくなる。そうなってくると、せっかくいい景観をそこで生み出したとしても、自動車の交通量が非常に増えて渋滞するとか、そうした意味での景観が悪化するようなこともあり得る。そういうことをどこでコントロールできるのか、どうしたらいいのかなという思いがある。

事務局（都市デザイン担当課長）

確かに、先生が言われたように開発によって交通量が急激に増えたりすることによって、周辺の環境が大きく変化することがある。そうした中で景観というものをどのようなように考えていくのかという課題をいただいたということで、私どもも勉強していきたい。

森保委員

先ほど、私が幾つか発言をした中で、上位、同格、下位の計画というものの表をつくってもらいたいと言ったのは、それは、そういうものをベースにして取組がリアルに動き出すからである。三浦先生の発言もそれに関係していると思うが、157ページの図だとそれが伝わってこない。新幹線口には幾つかの街区があって、街区ごとに整備方針を協議する組織はあるが、例えば、街区ごとに交通規制をどうするのかとか、駐車場を設けるのかなど、どこまで調整するのが明確でない部分がある。開発により駅前としては活性化するけれど、逆の見方からすれば気になる面が出てくるのも事実だと思う。だから、そういう調整をどうするのかといった問題が出てきて、景観計画や景観審議会の範疇を超えた話も当然出てくる。だから、私は、上位、同格、下位の位置づけをはっきりして、その下位のところをこの景観計画の策定を機に具体的な取組とすれば、広島市のアイデンティティも高まると思うし、市民サービスも強化されると

思う。これからという話ではなく、広島駅新幹線口の例は今まさに動いているわけで、動いている中でどうしていくか。第5街区では2つの軸を設けるというシナリオになっていて、確かにその軸線は要るし、そうしないとあその場所としてはよくないと思う。都市計画との絡み、都市マスとの関係、それから、地区のイメージということも関わってくると思う。

そういう意味では、ぜひ、先ほどの上位、同格、下位というところの内容をしっかりと具体的に広げて、我々委員や市の職員が手元に共有できるテキストのようなものにしてもらいたい。景観計画に書き込むことが難しいものもあるかもしれないが、ライブなものは手持ちで持っているという形でもよい。

事務局（都市計画担当部長）

御指摘のとおりだと思う。景観計画を超えた内容が委員の皆様方の頭の中にきつとあるのだと思う。ここで記述するのは限度があるということもあるが、この中でできる範囲のもので、そして、それらの関係がわかるようなものを示しながら、実際どういうふうに動かしていくのかということがわかるようにできるだけ工夫したい。

杉本会長

大規模な開発が行われる場合には、これまで考えられなかったような問題が起こったりすることがある。その際に、景観計画やその他の一般的な制度では対応できないことも出てきたりするが、それを事前にキャッチして、その体系に組み込むというのはなかなか難しい面がある。この計画については、ある意味では、一般的にどういう方向性であるのかを示して、市民の皆さんを啓発し、理解してもらうことが大きな目的であろうと思う。

開発を行うときには設計者や建設企業が景観のことも当然に考えてやるものだというふうに今の時代はおよそなっていると思うが、そういう意味で、企業が新しく開発行為をするときは、それなりの新しい価値観も含めて景観の提案をするはずのものである。

景観計画の文面の中で広告物を規制すると書いてあり、サンプルの絵を見ると、広告物を外して建物は何もいじらないようになっているが、設計事務所の方は建物の外観というものは綿密に考えて提案されているはずであり、逆に、そうした方たちが看板を付けろと言われて困ったりすることもあると思う。民間の中にもよりよい景観を積極的につくりたいという意識はある程度あるはずである。

この計画の内容が何となくニュートラルで、一般論過ぎてというふうに映るかもしれないが、事業者との知恵のぶつかり合いや事前の調整など、計画に記述されない隠れた背景があることも斟酌していただければと思う。新幹線口の開発など、具体的に動きがある場合には、市の方でその辺を上手に調整し、全体としてよりよいものになるように誘導してもらいたい。

三浦委員

景観への配慮というのは外部の民間の方に協力をお願いすることが多いと思うが、行政自らが景観を守るという姿勢が計画の中で必要ではないかと感じている。例えば、原爆ドームの元安川対岸から見たときの景観、背景に見える緑地については、樹木を保全するだけでなく、新たに植樹して増やしたりすることで、自ら重要な建築物の景観を守っていく姿勢を示すことが必要だと思う。

事務局（都市デザイン担当課長）

原爆ドームの景観、特に、元安川対岸からの景観については、原爆ドームを見通す重要な視点場でもあり、大変重要な位置にあると考えている。

原爆ドームの背後に積極的に緑を増やす、恐らくは平和記念公園の中の緑を増やすというこ

とになると思うが、そのことについては、今回、景観計画をつくる中で市内の連携体制の強化ということを考えており、提案のあったことも含めて、公園部局と具体的に何ができるのかを協議し、調整していきたいと考えている。

児玉委員

前回審議会の広島マツダ大手町ビルのことであるが、私たち委員から、色が濃いのではないかなどいろいろな意見を出されたが、実際に出来上がって見たら思っていたイメージとは違うものになったということがあると思う。あのような重要な建物の審議をした場合に、委員の皆さんから出された意見に対して事業者がどのように対処されるのかについて、その後の報告というものはないのか。審議したので、後は事業者の方で進めますという形であれば、審議する意味が余りないように思う。

それと、広島らしい個性のある景観ということについてだが、例えば、市民に愛されてきた本通りに、携帯電話の店やドラッグストアなどがどんどんできて昔からある店がなくなったり、駅周辺も、「ああ、広島に来たんだな」と思えるような広島らしさを感じさせるものではなくて、ホテルやスーパーなど、よその都市と何ら変わらない風景のものでできているというのが普通の市民の方が感じていることではないか。

観光名所になるような場所というのは、そこにしかない顔というか、そこでしか会えない風景とか、そういうものが美しく残されているからこそ、人が心を引きつけられるのだと思う。もちろん色彩を管理したり、広告物をコントロールすることも大事なことではあるが、それ以前に、広島らしい個性ある景観をつくるためにもっと具体的に考えていかないと、文面だけのすごくきれいなものでまとまってしまうのではないかと思う。

例えば、骨董屋がたくさん並んでいた段原地区や昔からある市場など、特色のある、愛着のある場所に大手のチェーン店が出店し、どんどんなくなってしまうような状況にあり、どういふ部分で広島らしさを残していこうとされているのかがよくわからない。

事務局（都市デザイン担当課長）

前回審議したマツダビルについて、今後どのような形になるのかということについて改めて御説明させていただく。前回、審議していただいた中で、公共性・公益性やデザインという部分を含めて、主な方向性については了承いただいた形となっている。

ただ、建物の外観に使用している木製のルーバーが経年変化の中で、果たして20年後、30年後にどんな色になっていくのかというのは今の段階ではわからないということで、事業者の方で研究中であることや、緑化について、ベランダ部分はテナントと話をしながらどの程度緑化するのかを決めるということで、実際にどのような緑化がなされるのかということが現時点では不明確な部分がある。このため、審議会の結論としては、おおむね了承という中で、そうした不確定な部分、危惧される部分について、事業者から事務局に協議していただき、その結果が出た段階、あるいは検討が進んだ段階で必要に応じて審議会での審議や報告を行うこととなっている。

川内委員

推進編の届出制度について確認させていただきたい。

届出の前に協議するということが、まず1点目として、届出については形態意匠の基準ということが1つの柱になっていると思うが、それ以外のことは協議の対象事項にはならないということなのか。例えば、建物の構造や窓が突出した形であるとか、建物自体のデザイン上の問題、あるいは建物のボリュームや高さの問題もあると思う。そうした部分の協議はなくて、

形態意匠の部分についてのみ協議すると理解していいのかどうか。

それに関連して2点目であるが、届出について罰則があり、勧告、変更命令ということが書かれているが、勧告というのは、あくまで行政指導であるから相手が拒否すればそれ以上のことはできない。では、勧告をした後に場合によっては変更命令ということになるのだが、その変更命令というものの具体的なイメージがなかなか出てこない。建物の色彩について具体的にこうしなさいという形での変更命令というのがあり得るのか、ある幅を持たせた形での変更命令ということになるのか、その辺のイメージができないのでお聞かせいただきたい。

それから3点目だが、景観協定をこれから推進していくということであるが、新興団地などにおいては、従来は良好な住環境をつくるということで建築協定を結んで、景観の面での配慮がなされてきたと思う。従来からそうした形で団地の景観というのは守られてきた経緯があり、建築協定についても言及があっていると思う。

事務局（都市デザイン担当課長）

最初の届出に係る形態意匠の基準の事前協議のことであるが、この形態意匠というものの中には、建物のデザインも含めて、全体的な部分が入ってくる。高さについては、特に原爆ドーム周辺や縮景園については、要綱で高さ基準を設けて協力をお願いしており、これについてはこの景観計画には法的な基準としては盛り込まないが、要綱は残して、引き続き協議していくことを考えている。

2点目の変更命令については、例えば極端な例で言えば、真っ赤なビルを原爆ドームの背後につくりたいと言われれば変更命令を切らないといけないと考えており、そのときにこの色にしてくださいということではなくて、概ねこのような範囲でお願いできないかと協議しながら、決めていくことになるのではないかと思う。

最後の景観協定と建築協定のことについては、確かに建築協定についても良好な住環境をつくるということでこれまでやってきたということがあるので、その辺の記述は付け加えたいと思う。景観協定では、建築協定では対象とならなかったもの、確か屋外広告物やそういうものも含めて、少し幅広に景観面に配慮することができるようになったということで景観協定を挙げているが、建築協定もあわせて表現するようにしたい。

伏見委員

市民に公開するということでわかりやすくするために、冊子のデザインについていくつか手直しする必要があると思う。例えば、53ページにあるカラーチャートの黒枠や許容範囲の枠などで、黒い枠があることによって色が濁ってしまい、どんな色なのかがわかりにくくなっており、調整する必要がある。また、資料の142ページの屋外広告物の景観形成のイメージ図で、総量規制、色彩基準、高さの制限、設置の制限の4点が挙げられているが、何を言おうとしているのかがわかりにくい。例えば、ポイントになるキーワードを黒く強調した文字にするとか、そうした調整をしていかないといけないと思う。具体的に7点ほど手直しすべきところがあるので、また後でお伝えする。

三浦委員

児玉委員から意見があったが、「広島らしさ」とは何かということについて、この計画の全体からは、その答えが見えてこない。何が広島らしいのか、その辺をもう少し突っ込んで表せないものかと思う。

例えば、京都の例であれば、普通のビルなのに瓦屋根を付けたら、それが京都を表現するものだからということで、建物所有者との間でもめるぐらいの議論をしたりする。今回、せつ

かく、広島市の計画をつくるのであれば、市民を巻き込んで、何が広島らしいのかということ議論できるような内容であればと思う。

それと、例えば、50ページに原爆ドーム周辺の絵が規制して誘導したイメージとして出てくるが、これはこうなりたいということではないように思う。既存の建物があるので仕方なくそれには手を加えず、色などを変えて描いているが、これが本来、ドーム周辺として望んでいる景観なのかと言え、そうとは思えない。ここに描くのはイメージなので、本当はこうありたいというのがあっていいと思う。

101ページに既存の農村地域の景観とバックに建物群がある西風新都のイメージ図が出ているが、これが本当にその地域が望んでいた姿なのかなと違和感を感じる。たとえ色彩が変わったとしても、それが本当に望んだイメージなのかと疑問に思う。難しい注文だとは認識しているが、可能な範囲で考えていただければと思う。

事務局（都市計画担当部長）

私もこのイメージを見たときに、将来像としてはもっと違うのではないかという話をしたが、事務局でこのイメージを作成したスタンスが少し違って、この景観計画をつくって色彩を誘導した場合としない場合の違いを出そうとしたのがこの絵になる。85ページの東照宮周辺の絵をご覧くださいとわかりやすいが、上の絵は規制をしない場合はこのような色の看板が出てきますよ、でもそれを規制誘導すると下の絵になりますよという違いを見せることを目的としている。三浦先生から御指摘いただいたような、将来の絵を描いて、こうあるべきだということを言いたいところであるが、そこまでの熟度にはまだ達していないというのが現状である。

それから、児玉先生や三浦先生から御発言のあった「広島らしさ」ということについて、今回この計画の手直しをする中で、8ページから10ページ、ビジョン編のところで、広島市という都市の成り立ち、あるいは復興の過程で生まれた資源、生活、文化といったところをかなり手を加えて書き込んでいる。なぜかと言うと、御意見にもあったが、市民目線で広島らしい風景というものがたくさんあることを市民の共通認識としてもっと醸成したいという思いはあったが、まずは、年表を入れたり、場所を示したりしながら、広島財産なり、誇りなりというものについて共通認識を持ちたいということで、今回はこの辺を手を加えて充実したつもりである。いただいた御意見を踏まえて、今度のステップで、できる限りの工夫はしたいと思うが、なかなか難しいことも御理解いただければと思う。

杉本会長

今のイメージ図については、何を変えたからこうなるということをそれぞれの図にコメントを入れて、あくまでもサンプルであって、これが理想像だと誤解されないように工夫していただきたい。

細見委員

景観計画全体で色彩のことがずいぶん強調されているが、157ページの体系図でまとめられている推進方策があくまでメインになると思うので、先ほど森保先生が言われたように、上位のもの、並びのもの、それから下位に位置づけられた施策というものがもう少しわかりやすく整理できたらという印象を持った。

それともう一つ、「広島らしさ」ということがやはりすごく大事だと思う。広島駅に下り立ったときに、ここはどこ？という感じがするというのは前から言われてきたことである。

前回の審議会でマツダビルのプレゼンテーションを見たときに、若い経営者が前向きに取り組んでいる姿勢にすごく好感が持てた。市民意識の向上は大事なことであり、若い経営者とか

経済人に情報提供して景観に関する認識を高めてもらったり、景観形成の取組に参加していただけるようなそうした方向性もあっていいと思う。

私たちが建物を設計する中で、クライアントから言われるとそうせざるを得ない部分があるが確かにあり、そのときに協定とか条例などが足かせになってよい方向に向かう場合もある。この景観計画がその足かせとなったり、よりよい方向に向かう足がかりになるということも考えて検討していただきたい。

杉本会長

終了予定時刻を過ぎており、他に御意見がある方は、事務局にメールなどの形で提出していただきたい。

事務局の説明にあったように、景観計画の素案については、本日の議論を踏まえて一部修正した上で市民意見の募集を行い、景観計画の案を取りまとめるということで、その後、改めて本審議会で審議するという段取りになっている。事務局においては、本日の意見を参考に、景観計画の案の作成作業を進めてもらいたい。

本日予定していた案件は以上であるが、事務局から何かあればお願いしたい。

事務局（都市計画担当部長）

景観計画の素案については、今回皆様からいただいた御意見を踏まえて修正した上で、市民意見の募集を行い、その後、また案をつくって1月末ごろに改めて御審議いただく場を設けることとしているので、随時、事務局まで御意見をお寄せいただければと思う。

杉本会長

以上で本日の審議を終了する。